

2月定例会一般質問原稿

日本共産党
尾村利成

日本共産党の尾村利成でございます。

1. 知事の政治姿勢について

(1) デフレ脱出と社会保障充実について

質問の第一は、知事の政治姿勢について四点伺います。

まず、デフレ脱出と社会保障の充実についてです。

日本は1997年からの14年間に、企業の経常利益は63%も増えましたが、その一方で、賃金は12%もマイナスとなっています。賃金が長期にわたって連続的に減り続けている国は、先進国の中でも日本だけです。

一人あたりの県民所得は、この10年間で約30万円も減少しました。世帯所得が100万円未満の世帯は1割を超し、世帯所得300万円未満の世帯は約4割に達しています。

県内の国民健康保険の滞納世帯は10%を超え、命綱である保険証を取り上げられた世帯は約900世帯にのぼっており、介護保険料の未納者は約3,000人で、給付制限を受けている高齢者も生まれています。

2011年度(平成23年度)、国民健康保険を滞納した1,048世帯に対し、2億4,370万円余の無慈悲な差し押さえが実施されました。その差し押さえ物件は、入ったばかりの年金である預金や給料、生命保険などです。

社会保険料を滞納した低所得者は、福祉サービスから排除されるだけでなく、差し押さえによって、生活基盤そのものが奪われているのです。

この間、給与などの収入が減少しながら、その一方、社会保険料の相次ぐ値上げによって、可処分所得は減り続け、県民の苦しみが広がっています。

私は、県が予算を組む上で、県民所得を向上させる施策を打ちながら、医療や福祉などの負担を減らし、社会保障を充実させることが肝要と考えます。

国の政治がひどい時だけに、住民の命と健康を守る自治体としての仕事を果たす時です。このことが県民のくらしを守り、地域を活性化させ、県の税収を増やし、県財政を健全化する確かな道ではないでしょうか。

この立場から伺います。

デフレ脱出は、非正規労働者の賃金と労働条件を改善し、正社員化を促進すること、最低賃金を引き上げるなど雇用の安定がカギであると考えます。また、国はインフレ目標ではなく、賃上げ目標こそ持つべきと考えますが、知事の所見を伺います。

サラリーマン世帯の1ヵ月分の給料を取り上げる消費税増税など論外です。消費税増税を中止し、生活保護制度の大幅切り下げ、医療、介護、年金、保育などの社会保障削減計画の中止を国に強く求めるべきです。

国保や介護など社会保険料未納者が社会保障制度から排除され、くらしと命が脅かされています。この事態の解決は、政治としての喫緊の課題です。

そこで、今日の厳しい県民生活を鑑みた時、県予算における社会保障関係予算の抜本的拡充を求めます。知事の所見を伺います。

(2) 原発問題について

次に、原発問題についてです。

原発は未完成の技術であり、いったん事故が起きればコントロールできないものです。絶対安全な原発などあり得ず、福島原発事故を機に「即時原発ゼロ」を求める世論と運動が大きく盛り上がっているのは当然です。

安倍政権は、原発再稼働や新增設、原発輸出を公言し、前政権の「2030年代原発稼働ゼロ」という極めて不十分な方針すら白紙に戻すとしています。

電力会社・財界、そして電力会社の労働組合など利益最優先の原発推進勢力が原子力規制委員会に圧力をかけ、一日も早い原発再稼働をねらっています。この策動は、国民との矛盾をいっそう広げるに違いありません。

福島原発事故は、いまだに収束していません。15万人余の県民が避難生活を余儀なくされ、放射能被害は国民に甚大な影響を与え続けています。事故の原因究明も尽くされていないのに、安全など語れるわけがないではありませんか。

原子力規制委員会は2月6日、小手先の対策をならべた新安全基準の骨子案を公表しました。新安全基準は、設計基準、炉心の損傷など過酷事故対策、地震や津波対策などの三本柱となっており、新基準に合致する原発なら再稼働を容認するとしています。

規制委員会が示した「新安全基準」の骨子案には、問題が山積しています。その一つである地震対策も問題だらけです。

新安全基準の活断層定義は、「12万～13万年前以降に動いたもの」という従来の定義を踏襲しています。そして、それが明確に判断できない場合にのみ、40万年前以降まで遡及調査をするとしています。

政府の地震調査研究推進本部は、40万年前以降の活動を活断層の目安にしています。なぜ原発の規制だけが12万～13万年前以降に活動したものだけを活断層と定義するのですか。原発においても考慮すべき活断層の年代は、40万年前以降の活動とすべきではありませんか。

宍道断層や海底活断層など島根原発周辺が地震の巣状態となっているもとの、最大の安全を担保すべきであります。知事の所見を伺います。

また、新基準は、活断層と原発の関係について、「将来も活動する可能性のある断層等の露頭がないことを確認した地盤に設置する」と規定し、原発の真下に活断層が走っていても、断層が地表に現れていなければ、その上に原発の設置を認めるという骨抜きの内容となっています。

このように新基準は、新たな原発安全神話をつくり出すものであり、再稼働判断の基準とは全くなり得ないものと言わざるを得ません。知事の所見を伺います。

(3) TPPについて

次に、TPPについてです。

安倍首相は、オバマ大統領との首脳会談でTPPに関する共同声明を発表し、TPP交渉参加に踏み出そうとしています。

共同声明では、「日本がTPP交渉に参加する場合には、すべての物品が交渉の対象とされる」とし、「日本が他の交渉参加国とともにTPPの輪郭に示された包括的で高い水準の協定を達成する」ことを確認しました。

すなわち、共同声明では、「例外なき関税ゼロ」と「非関税障壁の撤廃」が原則というTPPの基本を再確認したものに過ぎません。

しかし、安倍首相は、共同声明において「最終的な結果は、交渉の中で決まっていく」「交渉参加に際し、一方的にすべての関税撤廃をあらかじめ約束することを求められるものではない」と明記された文言を盾に、「聖域なき関税撤廃ではないことが確認された」との詭弁で、交渉参加決定を急ごうとしています。

しかし、このことは、交渉の場で例外を主張することは認めるという程度のものに過ぎず、「例外なき関税ゼロ」を担保し、保証するものではありません。

TPPの中心にいるのはアメリカです。「非関税障壁撤廃」で、弱肉強食のアメリカ型ルールが押し付けられ、日本の経済主権が奪われ、日本を丸ごとアメリカに売り渡すTPPは、国民にとって「百害あって一利なし」です。

TPP参加は、農業を破壊し、国土や環境、地域経済の荒廃を招き、食の安全、医療、雇用、地域経済を脅かすものです。県として交渉参加反対の意思を表明し、国に対し、参加反対を求めるべきです。知事の所見を伺います。

(4)憲法について

次に、憲法についてです。

今、憲法第9条を変えようとする動きが強まっています。憲法第96条の発議要件を緩和して改憲をしやすくし、その上で国防軍創設のために第9条を変えようという動きです。このねらいは、アメリカの軍隊とともに自衛隊が海外で戦争できるようにすることです。

第9条は、侵略戦争と植民地支配によって、アジアと世界に甚大な犠牲をもたらした反省に立って日本が再び侵略国にならず、世界平和の先駆になるという国際公約であります。

憲法9条を守り生かした平和外交こそ、アジアと世界の平和に貢献し、信頼を得ることができ、竹島など領土問題を解決する確かな道であると考えますが、いかがですか。

また、憲法が「時代に合わない」とか「古くなった」との意見もありますが、これは、憲法に問題があるのではなく、憲法をないがしろにし、憲法の先駆的原則を踏みにじり続けてきた政治こそ、古く、時代遅れなのではないでしょうか。

わが党は、世界で最も徹底した恒久平和主義を掲げる憲法9条、国民の生存権を規定する第25条をはじめ、憲法の全条項の全面実施を強く求めるものです。

憲法の平和・人権・民主主義の原則を県政のすべての分野に生かす知事の決意を伺います。

2. 生活保護について

次に、生活保護についてです。

安倍政権は、食費や光熱費など日常の暮らしに欠かせない生活扶助基準を3年間で670億円削減しようとしています。その減額対象は、受給世帯の96%にものぼります。

また、政府は社会保障の全分野で給付抑制・予算削減をすすめています。その最初の標的とされているのが、生活保護の切り下げです。生活保護の改悪を突破口にしながら、介護、医療、年金、保育などの制度改悪を画策しているのであります。

そのやり方は、生活保護受給者をその他の国民と対立させ、公務員労働者を民間労働者と対立させる、そして、高齢者を現役世代と対立させるなど、国民同士をたたき合うように仕向ける「対立と分断」の罠です。

歴代政権の失政・国民いじめの政治が生み出した貧困と生活苦の責任を、国民の「自己責任」「家族責任」に転嫁し、国民の権利としての社会保障とそれを増進する国の責務を放棄することは許されません。

また、生活保護が権利であることを否定し、新規申請を抑え、保護の打ち切りをすすめる「生活保護バッシング」や一部の悪質な不正受給を理由に、申請拒否や扶養強要などの締め付けを強めることは、餓死や孤立

死を生み出すことにつながりかねません。

保護を利用している方からは、「とにかく苦しい。節約しないとやっていけず、食事の回数を減らしています」、「冠婚葬祭などの社会的付き合いができません。保護が削られた上、消費税が上がったらとても暮らしていきません」などの深刻で厳しい生活の現状をお聞きしたところです。

そこで、三点伺います。

第一に、貧困世帯にさらなる貧困を強いる生活保護の切り下げは、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障した憲法第25条に反すると考えます。所見を伺います。

第二に、「最低生活」を示す生活保護基準は、就学援助や最低賃金、年金、介護、保育・福祉サービス等に連動しており、その引き下げは、国民生活に甚大な影響を与えると考えますが、いかがですか。

また、「貧困の連鎖」の危険性がある保護基準引き下げ、扶養や就労の強要など制度改悪を中止するよう国に求めるべきです。所見を伺います。

第三に、日本において、生活保護水準以下の所得の世帯のうち、生活保護を利用している割合・捕捉率は、2割以下です。イギリス、フランスの捕捉率は約90%です。生活保護の最大の問題は、保護基準以下の生活でありながら、圧倒的な人が保護を利用できていないことではありませんか。

市町村と協力して保護の捕捉率調査を実施するなど、漏給防止対策こそ強化すべきと考えます。所見を伺います。

3. 斐伊川水道事業について

次に、斐伊川水道事業についてです。

2011年(平成23年)4月から尾原ダムから水道用水を供給する斐伊川水道事業が始まりました。

本事業目的は、人口増加による水需要の増加にありました。しかし、水需要の根拠であった「人口増加」との理由は完全に破綻しました。事業主体としての県の責任が厳しく問われています。

尾原ダムの水使用率は6割しかなく、4割の水は使われていません。その使わない水までも住民負担となっており、高い水道料として住民を苦しめています。

尾原受水の最大の受水団体である松江市は、昨年7月に「第2次水道事業経営戦略プラン」を立てました。プランでは、「安定水源確保による新たな受水の負担により、平成21、22年度には約7億円あった純利益が平成23年度には約1千万円程度まで落ち込みます。平成25年度には赤字に転落し、平成27年度には約1億円の赤字を計上し、簡易水道を統合する平成28年度以降になると、4億円から5億円の大幅な赤字になる見込み」とし、「現状の補助制度や繰り入れ制度が維持されなければ、大幅な料金値上げは避けて通れません」としています。

今日の厳しい経済状況のもと、2011年度(平成23年度)において、水道料金未納による松江市の給水停止実施件数は、約900件にものぼっています。

旅館業やクリーニング店、市民からは、「今でさえ水道料が高いのに、この上、値上げされたら商売はやっていけない」「需要予測を誤ったツケを料金値上げという形で住民に押しつけるべきではない」との声が出されています。住民に「高い水」を押しつけない立場で、三点伺います。

まず、第一に、県として水需要の予測を見誤った責任を認めるべきです。未使用水量・カラ水量に対する財政措置を講じるべきであり、受水団体の資本費負担軽減を図るべきであります。所見を伺います。

第二に、県と受水団体が料金低減に向けた調査・研究を行うべきです。そのための率直な意見交換、協議をすすめるべきと考えますが、いかがですか。

第三に、国に対して、上水道高料金対策措置の拡充や施設の補修、修繕、耐震化など、水道事業に係る財政支援を講じるように要求すべきです。所見を伺います。

4. いじめ・教育問題について

次に、いじめ・教育問題についてです。

子どもの「いじめ・自殺」が各地でおき、多くの人々が心を痛めています。今日、いじめのない学校と社会をつくることは、日本社会の切実な課題となっています。

1990年代後半からの構造改革路線により、国民の中に貧困と格差が広がりました。その中で、競争原理が社会の各分野に浸透し、人間的連帯が弱まり、弱い立場の人を攻撃する風潮が強まりました。そして、そのことを正当化するために、競争に負けるほうが悪いという自己責任論の考え方が広がり、社会そのものがいじめ社会とも言うべき傾向を強めています。競争的な社会・教育によって、子どもたちはストレスを溜め、これがいじめの背景につながっているのではないのでしょうか。

国連・子どもの権利委員会は、日本政府に対し、再三にわたって「過度な競争的な教育制度」の改善を勧告しています。競争教育が子どもの発達に障がいをもたらしていると警告しているのです。

子どもたちをテストに追い立て、競争によって序列化をはかる過度な競争教育は、教育を荒廃させる最大の元凶であり、その改善が必要と考えます。

以上の立場から、いじめの解決や子どもの権利を守る上で、三点伺います。

第一は、いじめ解決のための条件整備についてです。

一般紙の調査では、7割の教員が「いじめ」対応の時間が足りないと答えています。教員は、過労死ラインで働いても子どもと遊んだり、授業準備をする時間が取れず、日々悩んでいます。目の前のいじめから子どものかけがえのない命を守りぬくことは、待ったなしの課題です。

少人数学級や教職員の定数改善で教員の多忙化を解消し、教職員が「いじめ」に向き合う条件整備を抜本的に強化・改善すべきです。教育長の所見を伺います。

第二は、管理教育を正し、教職員の自主的研修の保障についてです。

国から教育委員会、そして教育委員会から学校、学校から教員へと縦のラインのような上意下達の体制となり、教育委員会が形骸化し、学校現場まで事無かれ主義がはびこりました。

先生たちには、上からの数値目標達成が指示され、子どもよりも教育委員会の顔色を伺うような状態に押し込められ、教職員の連帯や時間が奪われています。

いじめ半減などの解決率を目標にした数値目標は、数字の操作や隠ぺいにつながり、「いじめ隠し」の土壤となってしまうのではないのでしょうか。所見を伺います。

また、教員には、いじめ問題独自の研修がありません。専門性の高い医師、心理の専門家、親の会、法律家などの協力のもとに、「いじめ」問題の研修を保障すべきと考えます。所見を伺います。

第三は、子どもの貧困と格差が家庭を直撃している問題です。

県内において、就学援助を受けている子どもの割合は約14%に達しています。7人に1人の子どもが貧困ラインの状況です。部活動を続けたくてもその費用が払えず、泣く泣く部活動をやめざるを得ない子どもも増えていきます。

就学援助制度の周知・徹底につとめ、教材や部活動など保護者負担軽減策を講じるべきと考えます。所見を伺います。

5. 教育委員会のあり方について

最後に、教育委員会のあり方について伺います。

今、教育委員会のあり方が問われています。いじめの訴えにまともに取り合わず、対応力のない教育委員会であるなら、必要ないという教育委員会不要論があります。

私は、教育委員会が教育委員会事務局の提案を追認する機関となつてはならないと考えます。教育委員会には、学校現場や保護者、子どもたちと密着し、力を合わせ、血の通った教育行政をすすめていただきたいと心から願っています。

この間、ホームページで島根県教育委員会の議題や審議の状況などの会議録を読ませていただきました。率直に申し上げて、教育委員会事務局からの報告を受けての質疑が中心となっており、子どもや保護者、現場教員からの悩みや思いを汲み取り、聴取し、その声を教育行政に反映させる取り組みが弱いように思います。

そこで、教育委員会のあり方を改善し、活性化させる立場から二点伺います。

まず、第一に、教育委員会の会議は、県庁分庁舎2階の教育委員室で開催されています。公開会議となっていますが、この間、県民の傍聴・参加はいかなる状況ですか。会議の審議や討論内容は、十分なものであるとお考えですか。課題認識はいかがですか、教育委員長の自己検証を伺います。

第二に、教育委員会は、子どもの権利保障を最大の主眼・目的に据えるべきと考えますが、いかがですか。そのためにも、会議は、子どもや保護者、教職員、住民らの訴えや意見を直接聞く機会、意見交換の場を積極的に持つべきです。会議の透明性や民主性を強め、さらなる活性化をはかるべきと考えますが、教育委員長の所見を伺います。

以上で、質問を終わります。